

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（附則第七十五条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金の額等） 第八条（略） 2～5（略） 6 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条</u>第一項に規定する振替債を含む。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>7（略）</p>	<p>（営業保証金の額等） 第八条（略） 2～5（略） 6 営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百二十九条</u>第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>7（略）</p>

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）（附則第七十六条関係）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中小企業者が新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）の応募その他の方法による取得</p> <p>三 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中小企業者が新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）の応募その他の方法による取得</p> <p>三 八 （略）</p> <p>二 五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第三項に規定する有価証券の私募によるもの）に限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の私募によるもの）に限り、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証</p> <p>2 （略）</p>

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第七十八条関係）

改正案	現行
<p>（役員） 第三十四条（略） 2～5（略） 6 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 7・8（略） （金庫の事業） 第五十八条（略）</p>	<p>（役員） 第三十四条（略） 2～5（略） 6 前項の場合において、金庫又はその子会社が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令・厚生労働省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。 7・8（略） （金庫の事業） 第五十八条（略）</p>

<p>2 } 5 (略)</p> <p>6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>ロ 〱へ (略)</p> <p>ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>〱 (略)</p> <p>一の二 〱三 (略)</p> <p>三の二 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>三の三・四 (略)</p> <p>7 } 13 (略)</p>	<p>2 } 5 (略)</p> <p>6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>ロ 〱へ (略)</p> <p>ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>〱 (略)</p> <p>一の二 〱三 (略)</p> <p>三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>三の三・四 (略)</p> <p>7 } 13 (略)</p>
--	---

国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（附則第七十九条関係）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券に化体されている債権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券に化体されている債権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第八十条関係）

改正案	現行
<p>（障害者等の少額公債の利子の非課税）</p> <p>第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。</p> <p>一 その公債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていること。</p> <p>二（略）</p>	<p>（障害者等の少額公債の利子の非課税）</p> <p>第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。</p> <p>一 その公債につき社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていること。</p> <p>二（略）</p>

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。)において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条及び次条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)(の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という

(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)

第四条の二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所(郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。)において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。)の預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条及び次条において「預入等」という。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)(の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という

。) が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。)に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。)を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 (略)

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合(その合同運用信託が貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。) その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号

。) が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。)に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。)を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 (略)

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合(その合同運用信託が貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。) その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号

において同じ。）、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四（略）

2～9（略）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三（略）

2～7（略）

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていなければならぬものとし、金融機関の営

において同じ。）、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四（略）

2～9（略）

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三（略）

2～7（略）

8 第一項に規定する勤労者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託、社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていなければならぬものとし、金融機関の営業所等

業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9・10 (略)

(振替国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国人で次に掲げる要件を満たすものが、特定振替機関、特定振替機関の社債、株式等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この条において「特定振替機関等」という。)又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債(同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。)につきその利子(第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。)の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(その者が当該振替国債を引き続き所有していた期間(当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。))に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算し

の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならない。

9・10 (略)

(振替国債の利子の課税の特例)

第五条の二 非居住者又は外国人で次に掲げる要件を満たすものが、特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この条において「特定振替機関等」という。)又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債(同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。)につきその利子(第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。)の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子(その者が当該振替国債を引き続き所有していた期間(当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。))に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

た金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一・二（略）

2）4（略）

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。）のうち、同法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

二 特定口座管理機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において、「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

四・五（略）

六 振替記載等 社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

七 外国再間接口座管理機関 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く

に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一・二（略）

2）4（略）

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。）のうち、同法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

二 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四条項に規定する口座管理機関（次号において、「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

四・五（略）

六 振替記載等 社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

七 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号

。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間
口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者
が同項の規定により口座を開設した者をいう。

八 外国間口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管
理機関又は特定間接口座管理機関が社債、株式等の振替に関する
法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

6
15
(略)

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不适用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関（
以下この条において「金融機関」という。）が支払を受ける公社債
若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公募公社債等運用
投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定
する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公
社債等運用投資信託」という。）の収益の分配で次に掲げるものに
ついては、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、
第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適
用しない。

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三
号において「振替口座簿」という。）に記載又は記録された公社
債の利子（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八
年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務
を営む金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令

において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間
管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項
の規定により口座を開設した者をいう。

八 外国間口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管
理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第
四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

6
15
(略)

(金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不适用)

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める金融機関（
以下この条において「金融機関」という。）が支払を受ける公社債
若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公募公社債等運用
投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定
する委託者非指図型投資信託に限る。第三号において「特定公募公
社債等運用投資信託」という。）の収益の分配で次に掲げるものに
ついては、所得税法第七十四条、第七十五条、第七十八条、
第七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適
用しない。

一 社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（第三号にお
いて「振替口座簿」という。）に記載又は記録された公社債の利
子（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律
第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む
金融機関の当該記載又は記録がされた公社債の利子で政令で定め

で定めるものを除く。()でその記載又は記録されていた期間内に生じたもの

二・三 (略)

2 } 6 (略)

(償還差益等に係る分離課税等)

第四十一条の十二 (略)

2 } 8 (略)

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるもの(これらに類するものとして政令で定めるものを含む。)(のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの(以下この項において「短期公社債」という。))が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに特定振替記載等(社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録(以下この条において「振替記載等」という。))のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。()がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債(特定の者によつて所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。))は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一 } 八 (略)

九 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する

るものを除く。()でその記載又は記録されていた期間内に生じたもの

二・三 (略)

2 } 6 (略)

(償還差益等に係る分離課税等)

第四十一条の十二 (略)

2 } 8 (略)

9 平成十一年四月一日以後に割引の方法により発行される公社債で次に掲げるもの(これらに類するものとして政令で定めるものを含む。)(のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年以下であるもの(以下この項において「短期公社債」という。))が、その発行の際にその銘柄が同一である他の短期公社債のすべてとともに特定振替記載等(社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録(以下この条において「振替記載等」という。))のうち政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。()がされる場合には、当該特定振替記載等がされる短期公社債(特定の者によつて所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「特定短期公社債」という。))は、第一項から第六項までに規定する割引債に該当しないものとする。

一 } 八 (略)

九 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社

短期社債又は同法附則第三十六条第一項に規定する振替外債のうち財務省令で定める要件を満たすもの

十・十四 (略)

10・11 (略)

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関(当該みなされる者を含む。)(同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関(第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。)(及び特定間接口座管理機関(第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。)(をいう。以下この条において同じ。)(又は外国仲介業者(第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関(以下この条において「外国間接口座管理機関」という。)(及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関(以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。)(をいう。以下この条において同じ。)(に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等(第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。)(又は当該外国仲介業者の国外営業所等(外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。)(を通じて特定振替国債等(特定短期公社債並びに社債、株式等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めると

債又は同法附則第三十六条第一項に規定する振替外債のうち財務省令で定める要件を満たすもの

十・十四 (略)

10・11 (略)

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等(社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関(当該みなされる者を含む。)(同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関(第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。)(及び特定間接口座管理機関(第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。)(をいう。以下この条において同じ。)(又は外国仲介業者(第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関(以下この条において「外国間接口座管理機関」という。)(及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関(以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。)(をいう。以下この条において同じ。)(に開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等(第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。)(又は当該外国仲介業者の国外営業所等(外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。)(を通じて特定振替国債等(特定短期公社債並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同

ころにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受け、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合には、当該外国仲介業者及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し

条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受け、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける場合には、当該外国仲介業者及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記

、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
27
（略）

（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において開始した所得税法第六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一 社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債

二・三（略）

2
11
（略）

事項証明書その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13
27
（略）

（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において開始した所得税法第六十一条第六号に掲げる国内源泉所得の基因となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一 社債等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債

二・三（略）

2
11
（略）

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一～四 (略)

五 社債、株式等の振替に関する法律第二十一条に規定する加入者保護信託の信託財産とするための同法第六十二条第一項に規定する負担金

六 (略)

2 (略)

(分離振替国債の課税の特例)

第六十七条の十七 (略)

2・3 (略)

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 分離振替国債 社債、株式等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

二 特定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。)のうち、同法第十三条の規定に基づき分離

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例)

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一～四 (略)

五 社債等の振替に関する法律第二十一条に規定する加入者保護信託の信託財産とするための同法第六十二条第一項に規定する負担金

六 (略)

2 (略)

(分離振替国債の課税の特例)

第六十七条の十七 (略)

2・3 (略)

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 分離振替国債 社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。

二 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。)のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国

振替国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

三 特定振替機関等 特定振替機関、特定振替機関の社債、株式等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関をいう。

四 特定口座管理機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

五 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

六・七（略）

八 振替記載等 社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

九 外国再間接口座管理機関 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

十 外国間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管

債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。

三 特定振替機関等 特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関をいう。

四 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

五 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者（それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

六・七（略）

八 振替記載等 社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

九 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関（内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。

十 外国間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管

5
14
(略)

理機関又は特定間接口座管理機関が社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

5
14
(略)

理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

改正案	現行
<p>（差押調書）</p> <p>第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 債権（電話加入権、賃借権、第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）</p> <p>三 第七十三条（電話加入権等の差押え）又は第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産</p> <p>（差押えの手續及び効力発生時期）</p> <p>第六十二条 債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（差押調書）</p> <p>第五十四条 徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 債権（電話加入権、賃借権その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）</p> <p>三 第七十三条（電話加入権等の差押え）の規定の適用を受ける財産</p> <p>（差押えの手續及び効力発生時期）</p> <p>第六十二条 債権（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの）次条において「振替社債等」という。）を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。</p> <p>2 4 （略）</p>

(削る)

(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)

第七十三条 無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項(定義)に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの(次条において「振替社債等」という。))を除く。)()の差押えは、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

2
5 (略)

(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条の二 振替社債等の差押えは、第三債務者及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等(社債等の振替に関する法律第二条第五項(定義)に規定する振替機関等をいう。以下この条において同じ。))に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる。

(電話加入権等の差押の手続及び効力発生時期)

第七十三条 無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産の差押は、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

2
5 (略)

<p>2 (略)</p>	<p>(振替社債等の差押えの手續及び効力発生時期)</p> <p>第七十三条の二 振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者(次項において「発行者」という。)及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等(社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項(定義)に規定する振替機関等をいう。以下この条において同じ。)に対する差押通知書の送達により行つ。</p> <p>2 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、発行者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。</p> <p>3 第一項の差押えの効力は、その差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる。</p> <p>4 第六十七条(差し押さえた債権の取立て)の規定は、振替社債等について準用する。</p> <p>(債権等の権利移転の手續)</p> <p>第二百二十二条 税務署長は、換価した債権又は第七十三条第一項(電話加入権等の差押手續)若しくは第七十三条の二第一項(振替社債等の差押手續)に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第二百二十二条 税務署長は、換価した債権又は第七十三条第一項(電話加入権等の差押手續)に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。</p>

原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）（附則第八十三条関係）

改正案	現行
<p>（供託）</p> <p>第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条</u>第一項に規定する振替債を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。</p>	<p>（供託）</p> <p>第十二条 損害賠償措置としての供託は、原子力事業者の主たる事務所のもよりの法務局又は地方法務局に、金銭又は文部科学省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百二十九条</u>第一項に規定する振替社債等を含む。以下この節において同じ。）によりするものとする。</p>

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（附則第八十四条関係）

改正案	現行
<p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>国債証券</u>、<u>地方債証券</u>その他の<u>経済産業省令</u>で定める<u>有価証券</u>（<u>社債</u>、<u>株式等</u>の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百条</u>第一項に規定する<u>振替債</u>を含む。）をもつて、これに充てることができる。</p>	<p>第十七条（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、<u>経済産業省令</u>で定めるところにより、<u>国債証券</u>、<u>地方債証券</u>その他の<u>経済産業省令</u>で定める<u>有価証券</u>（<u>社債等</u>の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百十九条</u>第一項に規定する<u>振替社債等</u>を含む。）をもつて、これに充てることができる。</p>

改正案	現行
<p>（強制転換条項付株式の転換による変更の登記） 第八十三条の二 強制転換条項付株式の転換による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 商法第二百二十二条ノ九第二項の規定による公告（株券廃止会社等）株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社をいう。以下同じ。）にあつては、同法第二百二十二条ノ九第五項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知をしたことを証する書面</p> <p>三 発行済株式の全部につき商法第二百二十六条第一項ただし書又は第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面</p> <p>（削る）</p>	<p>（強制転換条項付株式の転換による変更の登記） 第八十三条の二 強制転換条項付株式の転換による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 商法第二百二十二条ノ九第二項の規定による公告をしたことを証する書面</p> <p>（新設）</p> <p>（株式の併合による変更の登記） 第八十四条の二 株式の併合による変更の登記の申請書には、商法第百二十五条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。</p>

(株式の併合による変更の登記)

第八十五条 株式の併合による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 商法第二百十五条第一項の規定による公告(株券廃止会社等にあつては、同法第二百十五条ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知)をしたことを証する書面
- 二 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

(株式の消却による変更の登記)

第八十六条 株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 利益の存在を証する書面
- 二 商法第二百十三条第二項において準用する同法第二百十五条第一項の規定による公告(株券廃止会社等にあつては、同法第二百十三条第四項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知)をしたことを証する書面
- 三 第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

(株式の譲渡制限の登記)

第八十六条の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定め

第八十五条 削除

(株式の消却による変更の登記)

第八十六条 株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、利益の存在を証する書面及び第八十四条の二の書面を添付しなければならない。

(株式の譲渡制限の登記)

第八十六条の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定め

の設定による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 商法第三百五十条第一項の規定による公告（株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、同法第三百五十条ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面
- 二 発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

（株券の不発行の登記）

第八十六条の三 株券を発行しない旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十一条第一項の規定による公告をしたことを証する書面（第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面及び同法第三百五十一条第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面）を添付しなければならない。

（資本減少による変更の登記）

第八十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 （略）

の設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（新規）

（資本減少による変更の登記）

第八十七条 資本減少による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- 一 （略）

二 株式の消却をしたときは、第八十六条第二号及び第三号に掲げる書面

(新株予約権の消却による変更の登記)

第八十九条の二 新株予約権の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 商法第二百八十条ノ三十六第二項(同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告(消却される新株予約権について新株予約権証券を発行していないときは、同法第二百八十条ノ三十六第四項の規定による公告又は通知)をしたことを証する書面

(株式交換の登記)

第八十九条の三 株式交換による変更の登記(当該株式交換により完全親会社となる会社とするものに限る。)の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 商法第三百五十三条第七項の場合には、第八十六条の二各号に掲げる書面

五・六 (略)

七 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百五十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

二 株式の消却をしたときは、第八十四条の二の書面

(新株予約権の消却による変更の登記)

第八十九条の二 新株予約権の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 商法第二百八十条ノ三十六第二項(同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告(消却される新株予約権について新株予約権証券を発行していないときは、同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定による通知)をしたことを証する書面

(株式交換の登記)

第八十九条の三 株式交換による変更の登記(当該株式交換により完全親会社となる会社とするものに限る。)の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一～三 (略)

四 商法第三百五十三条第七項の場合には、同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

五・六 (略)

七 商法第三百五十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

<p>八 完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、<u>同号に規定する書面</u></p> <p>2 株式交換による新株予約権の登記の申請書には、<u>前項各号（第四号及び第五号を除く。）に掲げる書面を添付しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(株式移転による設立の登記)</p> <p>第八十九条の四 株式移転による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 完全子会社が株券廃止会社等でないときは、<u>商法第三百六十八條第一項の規定による公告をしたことを証する書面</u></p> <p>五 完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、<u>同号に規定する書面</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第八十九条の八 営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 商法第三百七十四条ノ十七第七項の場合には、<u>第八十六条の二各号に掲げる書面</u></p> <p>九 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>2 株式交換による新株予約権の登記の申請書には、<u>前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる書面を添付しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(株式移転による設立の登記)</p> <p>第八十九条の四 株式移転による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 商法第三百六十八條第一項の規定による公告をしたことを証する書面</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>第八十九条の八 営業を承継する会社がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 商法第三百七十四条ノ十七第七項の場合には、<u>同法第三百五十一條第一項の規定による公告をしたことを証する書面</u></p> <p>九 (略)</p>
---	---

<p>2 (略)</p> <p>(合併の登記)</p> <p>第九十条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 商法第四百八条第五項又は第六項の場合には、第八十六条の二各号に掲げる書面</p> <p>七～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(合併の登記)</p> <p>第九十条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 商法第四百八条第五項又は第六項の場合には、同法第三百五十二条第一項の規定による公告をしたことを証する書面</p> <p>七～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（附則第八十七条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（一般担保）</p> <p>第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債の社債権者を除く。）は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一般担保）</p> <p>第三十七条 一般電気事業者たる会社の社債権者（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債の社債権者を除く。）は、その会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）</p> <p>第十条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（第九条第一項第一号若しくは第二号（非課税所得）の規定に該当するもの又は郵便貯金その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）（合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。））、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生</p>	<p>（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）</p> <p>第十条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融機関その他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるものの営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この条において「金融機関の営業所等」という。）において預貯金（第九条第一項第一号若しくは第二号（非課税所得）の規定に該当するもの又は郵便貯金その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）（合同運用信託（同号の規定に該当するものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。））、公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生</p>

年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一（略）

二 その合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託（以下この号において「合同運用信託等」という。）の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託等の元本との合計額が、その合同運用信託等の収益の分配の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託等が貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。）その合同運用信託等の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）社債、株式等の振替に関する法律に規定する

年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一（略）

二 その合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託（以下この号において「合同運用信託等」という。）の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託等の元本との合計額が、その合同運用信託等の収益の分配の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託等が貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。）その合同運用信託等の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）社債等の振替に関する法律に規定する振替口

振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

2 } 8 (略)

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一条 (略)

2 (略)

3 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条（公益信託）に規定する公益信託又は社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得（公社債等の利子等に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託又は当該加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

4 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入

座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

2 } 8 (略)

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一条 (略)

2 (略)

3 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条（公益信託）に規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託の信託財産につき生ずる所得（公社債等の利子等に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託又は当該加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

4 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入

者保護信託の受託者が、公社債等につき社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(利子所得)

第二十三条 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子(社債、株式等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)(に係るものを除く。)(並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)(に係る所得をいう。

2 (略)

者保護信託の受託者が、公社債等につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(利子所得)

第二十三条 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子(社債等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)(に係るものを除く。)(並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)(に係る所得をいう。

2 (略)

改正案

現行

<p>（信託財産に係る収入及び支出の帰属）</p> <p>第十二条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法</p>	<p>（信託財産に係る収入及び支出の帰属）</p> <p>第十二条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法</p>
--	---

第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託若しくは第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託又は厚生年金基金若しくは企業年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社又は当該厚生年金基金若しくは当該企業年金基金の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

3・4（略）

第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託若しくは第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託又は厚生年金基金若しくは企業年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社又は当該厚生年金基金若しくは当該企業年金基金の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

3・4（略）

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第九十条関係）

改正案

現行

別表第一（第三十条の七関係）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務	一〇十三（略）	（略）	十四 削除		十五〇百二十（略）	（略）
----------------	----	---------	-----	-------	--	-----------	-----

提供を受ける国の機関又は法人	事務	一〇十三（略）	（略）	十四 金融庁又は法務省	株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）による同法第三十条第一項の指定、同法第四条の三第一項の承認、同法第七条の四第一項の届出又は同法第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の四第一項若しくは第十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるものの	十五〇百二十（略）	（略）
----------------	----	---------	-----	-------------	--	-----------	-----

積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百一十一号）（附則第九十一条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金の供託） 第十九条（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百条</u>第一項に規定する振替債を含む。）をもつて、充てることができる。</p>	<p>（営業保証金の供託） 第十九条（略）</p> <p>2 前項の営業保証金は、国土交通省令で定めるところにより、国債証券、地方債証券その他の国土交通省令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百十九条</u>第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつて、充てることができる。</p>

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（附則第九十二条関係）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>二～六 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を応募その他の方法により取得すること。</p> <p>六～八 （略）</p> <p>二～六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（担保の提供）</p> <p>第十五条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所（以下この項において「発令裁判所」という。）又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条第一項</u>に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（担保の提供）</p> <p>第十五条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所（以下この項において「発令裁判所」という。）又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百二十九条第一項</u>に規定する振替社債等を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）10（略）</p> <p>11 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式等に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</u></p> <p>12・13（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条（略）</p>	<p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）10（略）</p> <p>11 第八項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式等に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）を含むものとする。</p> <p>12・13（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十条（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>二 六 (略)</p> <p>七 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>4 8 (略)</p> <p>9 第二項第十号の二の「振替業」とは、社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>10 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>二 六 (略)</p> <p>七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>4 8 (略)</p> <p>9 第二項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>10 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（実質株主の通知）</p> <p>第三十一条 保管振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、会社に対し、当該各号に定める実質株主につき、氏名及び住所並びに前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数（以下「通知事項」という。）又は通知事項の変更（株式の発行によるものを除く。）を速やかに通知しなければならない。</p> <p>一 会社が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めたとき。 その日の実質株主</p> <p>二・三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 保管振替機関は、実質株主による株主の権利の行使があるときその他会社に必要があるときは、会社の請求により、参加者口座簿の記載若しくは記録又は参加者の報告に基づき、速やかに、第一項又は第二項の規定により実質株主として通知をした者が実質株主でなくなつた旨又は第一項の株式の数の減少を通知しなければならない。</p>	<p>（実質株主の通知）</p> <p>第三十一条 保管振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、会社に対し、当該各号に定める実質株主につき、氏名及び住所並びに前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数（以下「通知事項」という。）又は通知事項の変更（株式の発行によるものを除く。）を速やかに通知しなければならない。</p> <p>一 会社が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたとき。 その期間が始まる時又はその日の実質株主</p> <p>二・三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 保管振替機関は、実質株主による株主の権利の行使があるときその他会社に必要があるときは、会社の請求により、参加者口座簿の記載若しくは記録又は参加者の報告に基づき、速やかに、第一項又は第二項の規定により実質株主として通知をした者が実質株主でなくなつた旨又は第一項の株式の数の減少を通知しなければならない。ただし、商法第二百二十四条ノ三第一項の期間内は、この限りでない。</p>

関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）（附則第九十六条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十八条 会社は、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十八条 会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十八条第一項第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案

現行

<p>（外国人等の取得した株式の取扱い） 第六条（略）</p> <p>2 会社は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの前項各号に掲げる者が各自有する株式のすべてについて同法第六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による株主名簿の記載又は記録をしなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）<u>第二百二十四条ノ三第一項の一定の日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。</u></p>	<p>（外国人等の取得した株式の取扱い） 第六条（略）</p> <p>2 会社は、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）<u>第三十一条第一項の規定による通知に係る同法第三十条第一項の規定により各自有するものとみなされる株式のすべてについて同法第三十二条第二項の規定により実質株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に外国人等議決権割合が三分の一以上となるときは、外国人等議決権割合が三分の一以上とならないように当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、同項の規定にかかわらず、同項の規定による実質株主名簿の記載又は記録をしなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）<u>第二百二十四条ノ三第一項の一定期間の初日又は同項の一定の日から総務省令で定める日数前までに、総務省令で定める方法により、その外国人等議決権割合を公告しなければならない。</u></p>
--	--

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）（附則第九十八条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十条 東京湾横断道路建設事業者は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（附則第九十九条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金） 第十条（略） 2～8（略） 9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項に規定する振替債を含む。）をもつてこれに充てることができる。 10・11（略） （認可の基準） 第二十七条（略） 2（略） 3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令</p>	<p>（営業保証金） 第十条（略） 2～8（略） 9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつてこれに充てることができる。 10・11（略） （認可の基準） 第二十七条（略） 2（略） 3 前項第三号及び第四号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第二十九条の二第一項において同じ。）の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令</p>

で定める事実がある場合には、百分の十五（）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項）（これらの規定を同法第百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

4
6
（略）

で定める事実がある場合には、百分の十五（）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第二十九条の二第一項において「対象議決権」という。）を保有している者をいう。

4
6
（略）

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）（附則第百条関係）

改正案	現行
<p>第十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、民間事業者による特定産業基盤施設（第二条第一項第一号、第五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号に掲げる特定施設をいう。）の整備を促進するため、認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務を保証する業務を行う。</p>	<p>第十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、民間事業者による特定産業基盤施設（第二条第一項第一号、第五号イ及びロ、第十六号並びに第十七号に掲げる特定施設をいう。）の整備を促進するため、認定計画に係る特定産業基盤施設の整備の事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務を保証する業務を行う。</p>

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（附則第一百一条関係）

改正案	現行
<p>（新株、社債及び借入金）</p> <p>第五条 会社は、新株を発行し、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（新株、社債及び借入金）</p> <p>第五条 会社は、新株を発行し、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 日本郵政公社（以下「公社」という。）は、この法律の定めるところにより、国債等に係る次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。（第二条第四項の口座管理機関として行う振替業（以下単に「振替業」という。）に係る取扱い</p> <p>四、六（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三条 日本郵政公社（以下「公社」という。）は、この法律の定めるところにより、国債等に係る次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「社債等振替法」という。（第二条第四項の口座管理機関として行う振替業（以下単に「振替業」という。）に係る取扱い</p> <p>四、六（略）</p>

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（附則第百三条関係）

改正案	現行
<p>（議決権の保有制限）</p> <p>第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株式会社、証券取引法第八十七条の二の二第一項ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所（同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下この章において同じ。）又は同法第百六条の二十四ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所持株式会社（同法第二条第十八項に規定する証券取引所持株式会社をいう。以下この章において同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。</p>	<p>（議決権の保有制限）</p> <p>第三十四条の二十 何人も、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権（商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第四項を除き、以下この章において同じ。）の百分の五十を超える議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株式会社、証券取引法第八十七条の二の二第一項ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所（同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下この章において同じ。）又は同法第百六条の二十四ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所持株式会社（同法第二条第十八項に規定する証券取引所持株式会社をいう。以下この章において同じ。）が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。</p>

2
~
6
(略)

2
~
6
(略)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第百四条関係）

改正案

現行

<p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）</p> <p>第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一项（定義）に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（信託財産に係る資産の譲渡等の帰属）</p> <p>第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、法人税法第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一项（定義）に規定する加入者保護信託又は法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2・3（略）</p>
---	--

[

改正案	現行
<p>（担保の提供）</p> <p>第四条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条</u>第一項に規定する振替債を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（担保の提供）</p> <p>第四条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所又は保全執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は担保を立てるべきことを命じた裁判所が相当と認める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第二百二十九条</u>第一項に規定する振替社債等を含む。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。</p> <p>2 （略）</p>

前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）（附則第百六条関係）

改正案	現行
<p>（発行保証金の供託等） 第十三条（略） 2～6（略） 7 第一項又は第五項の規定により供託する発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第三百条</u>第一項に規定する振替債を含む。）をもってこれに充てることができる。</p>	<p>（発行保証金の供託等） 第十三条（略） 2～6（略） 7 第一項又は第五項の規定により供託する発行保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第一百二十九条</u>第一項に規定する振替社債等を含む。）をもってこれに充てることができる。</p>

改正案	現行
<p>（機構による特定通信・放送開発事業の推進）</p> <p>第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 丁五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（機構による特定通信・放送開発事業の推進）</p> <p>第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二 丁五（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（機構による施設整備事業の推進）</p> <p>第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（機構による施設整備事業の推進）</p> <p>第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p>

改正案	現行
<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第二条 国会議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）の種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>七～十（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（資産等報告書等の提出）</p> <p>第二条 国会議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた国会議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。）の種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>七～十（略）</p> <p>2（略）</p>

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）（附則第一百条関係）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの（以下「社債」という。）に係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第十四条の三 指定支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓を行うために必要とする資金の調達を図るために中小企業者が発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの（以下「社債」という。）に係る債務を保証すること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

保険業法（平成七年法律第百五号）（附則第百十一条関係）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2～14（略） 15 第十二項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 16～22（略） 第九十八条（略） 2～5（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2～14（略） 15 第十二項又は前項の場合において、会社又は議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該会社若しくは当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限る。）その他内閣府令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、当該会社又は当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（内閣府令で定める議決権を除く。）を含むものとする。 16～22（略） 第九十八条（略） 2～5（略）</p>

<p>6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 二（略）</p> <p>7 9（略）</p> <p>（供託）</p> <p>第百九十条（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 外国保険会社等は、国債その他の内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項に規定する振替債を含む。第二百二十三条第十項及び第二百九十一条第九項において同じ。）をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。</p> <p>10・11（略）</p>	<p>6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債</p> <p>二 六（略）</p> <p>七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>イ 二（略）</p> <p>7 9（略）</p> <p>（供託）</p> <p>第百九十条（略）</p> <p>2 8（略）</p> <p>9 外国保険会社等は、国債その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。第二百二十三条第十項及び第二百九十一条第九項において同じ。）をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。</p> <p>10・11（略）</p>
--	--

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第一百十二条関係）

改正案	現行
<p>（届出をした更生債権者等の権利の変更等）</p> <p>第二百二十六条 会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第二百八条並びに第二百九条第三項及び第四項の規定」とあるのは「第二百八条の規定」と、「株式、債権その他の権利及び株券」とあるのは「及び持分、株式、債権その他の権利」と、同法第二百六条第二項中「第二百三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関、同項第五号」と、同法第二百七条中「第六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第九十三条第三項において準用する第六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（届出をした更生債権者等の権利の変更等）</p> <p>第二百二十六条 会社更生法第二百五条から第二百八条までの規定は、協同組織金融機関の更生手続における更生計画認可の決定について準用する。この場合において、同法第二百五条第四項中「第二百八条及び第二百九条第三項の規定」とあるのは「第二百八条の規定」と、「株式、債権その他の権利及び株券」とあるのは「及び持分、株式、債権その他の権利」と、同法第二百六条第二項中「第二百三条第一項第四号」とあるのは「更生特例法第二百二十四条第一項第四号に掲げる協同組織金融機関、同項第五号」と、同法第二百七条中「第六十九条第一項」とあるのは「更生特例法第九十三条第三項において準用する第六十九条第一項」と、同法第二百八条中「第五十条第一項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第一項」と、「第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続」とあるのは「更生特例法第十九条において準用する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続」と、「第五十条第五項」とあるのは「更生特例法第三十六条において準用する第五十条第五項」と読み替えるものとする。</p>

(組織変更後の株式会社社債の発行に関する特例)

第三百二十九条 (略)

2 会社更生法第二百七十七条第一項から第三項までの規定は、第四百四条第二項において準用する同法第一百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社社債が更生債権者等又は組合員等に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百七十七条第一項中「通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債、株式等の振替に関する法律第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)(の適用がある場合においては、当該事項を公告し」とあるのは「通知し」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「組合員等」と、同条第二項及び第三項中「通知又は公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(基金の募集に関する特例)

第三百三条 第二百六十三條第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、基金の拠出についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について無記名式の社債券が発行されている場合又は社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号

(組織変更後の株式会社社債の発行に関する特例)

第三百二十九条 (略)

2 会社更生法第二百七十七条第一項から第三項までの規定は、第四百四条第二項において準用する同法第一百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において組織変更後の株式会社社債が更生債権者等又は組合員等に対して社債についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、同法第二百七十七条第一項中「通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)(の適用がある場合においては、当該事項を公告し」とあるのは「通知し」と、同項第一号中「株主等」とあるのは「組合員等」と、同条第二項及び第三項中「通知又は公告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(基金の募集に関する特例)

第三百三条 第二百六十三條第三号の規定により更生計画において更生債権者等又は社員に対して基金の拠出についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、基金の拠出についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百

(第一百七条において準用する同法第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならない。

一～三 (略)

2 4 (略)

(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)

第三百七条 (略)

2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは、「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ)又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは、「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは、「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等(同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ)ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債、株式等の振替に関する法律第一百七十条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中、「通知」とあるのは、「通知又ハ公告」とする。

十七条において準用する同法第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならない。

一～三 (略)

2 4 (略)

(組織変更後の株式会社の新株の発行に関する特例)

第三百七条 (略)

2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは、「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ)又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは、「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは、「通知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等(同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ)ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第一百七十条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中、「通知」とあるのは、「通知又ハ公告」とする。

(組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例)

第三百八条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ)又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ讓渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等(同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ)ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債、株式等の振替に関する法律第一百七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4 (略)

(組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例)

第三百十条 (略)

2 (略)

(組織変更後の株式会社の新株予約権の発行に関する特例)

第三百八条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ)又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ讓渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等(同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ)ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第一百七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定(同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4 (略)

(組織変更後の株式会社の新株予約権付社債の発行に関する特例)

第三百十条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する場合における商法第三百四十一条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債、株式等の振替に関する法律第百七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4 (略)

(組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する特例)

第三百五十一条 第三百三十三条の規定は、第三百四十七条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三十三条第一項中「通知し」とあるのは「通知し、かつ

3 前項に規定する場合における商法第三百四十一条ノ四の規定の適用については、同条第一項中「株主ガ」とあるのは「更生債権者等（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九条第十三項ニ規定スル更生債権者等ヲ謂フ以下同ジ）又ハ社員ガ」と、「各株主ニ」とあるのは「各更生債権者等又ハ各社員ニ」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者等ノ更生債権等（同条第十二項ニ規定スル更生債権等ヲ謂フ）ニ付無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第百七条ニ於テ準用スル同法第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

4 (略)

(組織変更後の信用金庫の出資の受入れに関する特例)

第三百五十一条 第三百三十三条の規定は、第三百四十七条第二項において準用する第九十六条第五号の規定により更生計画において組織変更後の信用金庫が更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える旨を定めた場合について準用する。この場合において、第三百三十三条第一項中「通知し」とあるのは「通知し、かつ

、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債、株式等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第三号中「組合員等」とあるのは「会員」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立に関する特例）

第三百五十二条（略）

2）4（略）

5 第二百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合における理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第三百三十三条の規定は更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第三百四十八条において準用する第六十六条第一項第七号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新協同組織金融機関が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第三百四十八条において準用する第六十六条第一項第七号」と、「同項」とあるのは「同号」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文」とある

、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同項第三号中「組合員等」とあるのは「会員」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

（新協同組織金融機関の設立に関する特例）

第三百五十二条（略）

2）4（略）

5 第二百二十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項に規定する場合における理事、監事及び代表理事の選任又は選定について、第三百三十三条の規定は更生債権者等又は株主等に対して出資についての引受権を与える場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二百二十九条第一項中「第九十四条第一項第一号」とあるのは「第三百四十八条において準用する第六十六条第一項第七号」と、「更生計画認可の決定の」とあるのは「同項に規定する新協同組織金融機関が成立した」と、「同項第二号」とあるのは「同号」と、同条第二項中「第九十四条第二項」とあるのは「第三百四十八条において準用する第六十六条第一項第七号」と、「同項」とあるのは「同号」と、同条第三項中「第三十五条第三項本文」とある

のは「第三十五条第三項ただし書」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書」と、「総会」とあるのは「創立総会」と、第百三十三条第一項中「通知し」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債、株式等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

6・7（略）

のは「第三十五条第三項ただし書」と、「第三十四条第三項本文」とあるのは「第三十四条第三項ただし書」と、「総会」とあるのは「創立総会」と、第百三十三条第一項中「通知し」とあるのは「通知し、かつ、出資についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律第四章の規定（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の適用がある場合においては、当該事項を公告し」と、同項第一号中「組合員等」とあるのは「株主等」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又は公告」と読み替えるものとする。

6・7（略）

民事訴訟法（平成八年法律第九号）（附則第一百三十三条関係）

改正案	現行
<p>（担保提供の方法）</p> <p>第七十六条 担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項に規定する振替債を含む。次条において同じ。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。</p>	<p>（担保提供の方法）</p> <p>第七十六条 担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。次条において同じ。）を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。</p>

中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第百十四条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（附則第百十五条関係）

改正案	現行
<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術移転促進業務） 第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う技術移転促進業務） 第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、特定研究成果の民間事業者への移転を促進するため、承認計画に係る特定大学技術移転事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p>

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）（附則第百十六条関係）

改正案	現行
<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 認定特定事業者が認定特定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、特定中心市街地における商業の活性化を促進するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 認定特定事業者が認定特定事業計画に従って行う特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p> <p>3（略）</p>

金融庁設置法（平成十年法律第百二十号）（附則第百十七条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十八 （略） 十九 株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。 二十～二十七 （略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十八 （略） 十九 株式、社債その他の有価証券の保管及び振替に関すること。 二十～二十七 （略）</p>

新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）（附則第百十八条関係）

改正案	現行
<p>第三十二条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、創業者（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。）がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第四項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従って行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>3（略）</p>	<p>第三十二条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、新たな事業の創出を促進するため、創業者（第二条第二項第六号に掲げるものを除く。）がその事業に必要な資金及び認定事業者が認定計画（第十一条の二第四項第一号及び第二号に適合するものとして認定を受けたものに限る。）に従って行う新事業分野開拓のための事業に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。</p> <p>3（略）</p>

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）（附則第百十九条関係）

改正案	現行
<p>（機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進）</p> <p>第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>	<p>（機構による高度テレビジョン放送施設整備事業の推進）</p> <p>第六条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。</p> <p>二（略）</p>

政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）（附則第二百二十条関係）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（仮名による株取引等の禁止） 第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等）（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行つてはならない。</p>	<p>（仮名による株取引等の禁止） 第一条 国会議員は、本人の名義以外の名義を使用して株取引等（株券等）（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）の取得又は譲渡をいう。以下同じ。）を行つてはならない。</p>

改正案	現行
<p>（株取引等の報告）</p> <p>第七条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（株取引等の報告）</p> <p>第七条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（株取引等の報告）</p> <p>第七条 本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されてい</p> <p>たとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本庁審議官級以上の自衛隊員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（株取引等の報告）</p> <p>第七条 本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本庁審議官級以上の自衛隊員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定株式等の交付に関する特例） 第十二条の八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の特定株式等の交付については、これを商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配とみなして同項の金銭の分配に関する同法その他の法令の規定を適用する。この場合において、商法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額（特定株式等（産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ニ規定スル特定株式等ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ノ交付前ニ第二項ノ規定ニ依ル金銭ノ分配（同条第三項ノ規定ニ依リ第一項ノ金銭ノ分配ト看做サレタル特定株式等ノ交付ヲ含ム）ヲ為シタル場合ニ於テ八第一号乃至第四号ノ金額ニ当該分配シタル金銭及積立テタル利益準備金ノ合計額ヲ加工タル額）」と、同条第六項中「看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六但書（第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二百八十条ノ二十第二項第十一号ノ規定ノ適用ニ付テハ営業年度ノ終ト看做ス」とあるのは「看做ス」と、商法特例法第二十一条の七第三項第十八号中「金銭の分配」とあるのは「金銭の分配及び産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項に規定する特定株式等の交付」とする。</p>	<p>（特定株式等の交付に関する特例） 第十二条の八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の特定株式等の交付については、これを商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配とみなして同項の金銭の分配に関する同法その他の法令の規定を適用する。この場合において、商法第二百九十三条ノ五第三項中「第一号乃至第四号ノ金額」とあるのは「第一号乃至第四号ノ金額（特定株式等（産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項ニ規定スル特定株式等ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ノ交付前ニ第二項ノ規定ニ依ル金銭ノ分配（同条第三項ノ規定ニ依リ第一項ノ金銭ノ分配ト看做サレタル特定株式等ノ交付ヲ含ム）ヲ為シタル場合ニ於テ八第一号乃至第四号ノ金額ニ当該分配シタル金銭及積立テタル利益準備金ノ合計額ヲ加工タル額）」と、同条第六項中「看做シ、第一項ノ一定ノ日ハ第二百二十二条ノ六第一項但書（第二百二十二条ノ十二於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二百八十条ノ二十第二項第十一号ノ規定ノ適用ニ付テハ営業年度ノ終ト看做ス」とあるのは「看做ス」と、商法特例法第二十一条の七第三項第十八号中「金銭の分配」とあるのは「金銭の分配及び産業活力再生特別措置法第十二条の八第一項に規定する特定株式等の交付」とする。</p>

4 (略)

(会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例)

第十二条の十 認定事業者である株式会社^が認定計画に従って新設分割をする場合において、当該株式会社^がその発行した社債(無記名式のもの及びその権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ)を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ四第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

2 (略)

(資本等の減少に関する特例)

第十二条の十一 (略)

2~6 (略)

7 第五項の場合における商業登記法第八十五条の規定の適用については、同条中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第五項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

4 (略)

(会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例)

第十二条の十 認定事業者である株式会社^が認定計画に従って新設分割をする場合において、当該株式会社^がその発行した社債(無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ)を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ四第二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

2 (略)

(資本等の減少に関する特例)

第十二条の十一 (略)

2~6 (略)

7 第五項の場合における商業登記法第八十四条の二の規定の適用については、同条中「証する書面」とあるのは、「証する書面及び産業活力再生特別措置法第十二条の十一第五項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務)

第十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画(事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。)又は認定事業革新設備導入計画に従って事業革新設備を取得し、又は製作するに必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 (略)

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再構築等円滑化業務)

第十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定事業再構築事業者若しくはその関係事業者、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者、認定経営資源再活用事業者又は認定事業革新設備導入事業者が認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画若しくは認定経営資源再活用計画(事業革新設備の導入について計画が定められているものに限る。)又は認定事業革新設備導入計画に従って事業革新設備を取得し、又は製作するに必要な資金を調達するために発行する社債(社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く)及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 (略)

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二百二十五条関係）

改正案	現行
<p>（再生計画により資本の減少等がされた場合の取扱い） 第八十三条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、商法第二百十三条第二項から第四項まで、第二百七十六条及び第三百八十条の規定は、適用しない。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>（再生計画により資本の減少等がされた場合の取扱い） 第八十三条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、商法第二百十三条第二項及び第三項、第二百七十六条並びに第三百八十条の規定は、適用しない。</p> <p>3～6（略）</p>

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（附則第二百二十六条関係）

改正案	現行
<p>(監事)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合において、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第五十四条 (略)</p>	<p>(監事)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の場合において、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第五十四条 (略)</p>

<p>2 5 (略)</p> <p>6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>ロ 〱へ (略)</p> <p>ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>〱 (略)</p> <p>一の二 四 (略)</p> <p>四の二 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>7 12 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p> <p>6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債</p> <p>ロ 〱へ (略)</p> <p>ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券(新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの</p> <p>〱 (略)</p> <p>一の二 四 (略)</p> <p>四の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。</p> <p>五・六 (略)</p> <p>7 12 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～三十三（略）</p> <p>三十四及び三十五 削除</p> <p>三十六 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）</p> <p>三十七 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（前各号及び次号に掲げる者を除く。）</p> <p>三十八～四十（略）</p> <p>（主管行政庁等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 金融庁長官は、第三項の規定により委任された権限（第九条に関</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～三十三（略）</p> <p>三十四 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関</p> <p>三十五 株券等の保管及び振替に関する法律第二条第三項に規定する参加者（前各号に掲げる者を除く。）</p> <p>三十六 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）</p> <p>三十七 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（前各号及び次号に掲げる者を除く。）</p> <p>三十八～四十（略）</p> <p>（主管行政庁等）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 金融庁長官は、第三項の規定により委任された権限（第九条に関</p>

するものを除く。()のうち、第二条第二十号、第二十一号、第三十
六号及び第三十七号に掲げる金融機関等による行為に係るものを証
券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官がその権限を
自ら行うことを妨げない。

6
～
10
(略)

するものを除く。()のうち、第二条第二十号、第二十一号及び第三
十四号から第三十七号までに掲げる金融機関等による行為に係るも
のを証券取引等監視委員会に委任する。ただし、金融庁長官がその
権限を自ら行うことを妨げない。

6
～
10
(略)

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）（附則第二百二十八条関係）

改正案	現行
<p>附則 （所得税法の一部改正に伴う経過措置） 第九条（略） 2）4（略） 5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一条第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十一条第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十一条（第四項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託又は社債、株式等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投</p>	<p>附則 （所得税法の一部改正に伴う経過措置） 第九条（略） 2）4（略） 5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一条第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの（新所得税法第十一条第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧所得税法第十一条（第四項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人</p>

資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは「又は収益の分配」とする。

6
(略)

に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは「又は収益の分配」とする。

6
(略)

改正案	現行
<p>（届出をした更生債権者等の権利の変更） 第二百五条（略） 2・3（略） 4 商法第二百八条並びに第二百九条第三項及び第四項の規定は、株主等が第一項の規定による権利の変更により受けなければならない金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。</p> <p>（資本の減少に関する特例） 第二百十四条 更生計画において更生会社の資本の減少をすることを定めた場合においては、商法第二百十三条第二項から第四項まで、第三百七十六条及び第三百八十条の規定は、適用しない。</p> <p>（新株の発行に関する特例） 第二百五十五条（略） 2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又八株主」と、並二第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「引受権ヲ譲渡スコトヲ得べき旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通</p>	<p>（届出をした更生債権者等の権利の変更） 第二百五条（略） 2・3（略） 4 商法第二百八条及び第二百九条第三項の規定は、株主等が第一項の規定による権利の変更により受けなければならない金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。</p> <p>（資本の減少に関する特例） 第二百十四条 更生計画において更生会社の資本の減少をすることを定めた場合においては、商法第二百十三条第二項及び第三項、第三百七十六条並びに第三百八十条の規定は、適用しない。</p> <p>（新株の発行に関する特例） 第二百五十五条（略） 2 前項に規定する場合における商法第二百八十条ノ五の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又八株主」と、並二第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは、「引受権ヲ譲渡スコトヲ得べき旨及第二百八十条ノ二第一項第七号」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通</p>

知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3 (略)

(新株予約権の発行に関する特例)

第二百十六条 (略)

2 第七十六条の規定により更生計画において更生会社が新株予約権を発行することを定めた場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債、株式等の振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又

知シ且新株ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告」とする。

3 (略)

(新株予約権の発行に関する特例)

第二百十六条 (略)

2 第七十六条の規定により更生計画において更生会社が新株予約権を発行することを定めた場合における商法第二百八十条ノ二十六の規定の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは「更生債権者、更生担保権者又ハ株主」と、「新株予約権ノ数」とあるのは「新株予約権ノ数、新株予約権ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等の振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ公告

「八公告」とする。

3 (略)

(社債の発行に関する特例)

第二百七十七条 第二百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主等に対して社債(新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。)についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)(の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならぬ。

一 三 (略)

2 4 (略)

(新株予約権付社債の発行に関する特例)

第二百十八条 (略)

2 第二百七十七条第二項の規定により更生計画において更生会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合における商法第三百四十一条ノ四の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又八株主」と、「新株予約権ノ数」とあ

「とする。

3 (略)

(社債の発行に関する特例)

第二百七十七条 第二百七十七条第一項第四号の規定により更生計画において更生債権者等又は株主等に対して社債(新株予約権付社債を除く。以下この条において同じ。)についての引受権を与える旨を定めたときは、更生会社は、これらの者に対し、次に掲げる事項を通知し、かつ、社債についての引受権を有する更生債権者等の更生債権等について新株予約権証券若しくは無記名式の社債券が発行されている場合又は社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四章の規定(同法その他の法令において準用する場合を含む。)(の適用がある場合においては、当該事項を公告しなければならぬ。

一 三 (略)

2 4 (略)

(新株予約権付社債の発行に関する特例)

第二百十八条 (略)

2 第二百七十七条第二項の規定により更生計画において更生会社が新株予約権付社債を発行することを定めた場合における商法第三百四十一条ノ四の適用については、同条第一項中「株主」とあるのは、「更生債権者、更生担保権者又八株主」と、「新株予約権ノ数」とあ

るのは「新株予約権ノ数、新株予約権付社債ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債、株式等ノ振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ八公告」とする。

3
(略)

るのは「新株予約権ノ数、新株予約権付社債ノ引受権ヲ譲渡スコトヲ得ベキ旨」と、「通知スルコトヲ要ス」とあるのは「通知シ且新株予約権付社債ノ引受権ヲ有スル更生債権者又ハ更生担保権者ノ更生債権又ハ更生担保権ニ付新株予約権証券若ハ無記名式ノ社債券ガ発行セラレタル場合又ハ社債等ノ振替に関する法律第四章ノ規定（同法其ノ他ノ法令ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ適用アル場合ニ於テハ此等ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス」と、同条第二項において準用する同法第二百八十条ノ五第二項及び第三項中「通知」とあるのは「通知又ハ八公告」とする。

3
(略)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）（附則第三百三十条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（社債及び借入金）</p> <p>第二十五条 指定会社は、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。附則第三十六条第五号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（社債及び借入金）</p> <p>第二十五条 指定会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。附則第三十六条第五号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、財務大臣及び経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（附則第三百三十一条関係）

改正案	現行
<p>（新株、社債及び借入金）</p> <p>第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（新株、社債及び借入金）</p> <p>第九条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（免許の申請） 第五条（略） 2～4（略） 5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は 総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百 十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除 き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式 又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の 財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測 される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十 五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十 三年法律第七十五号）第五百五十五条第一項又は第五百五十六条第一項 の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を 含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを 除く。以下この条及び第十七条第一項において「対象議決権」とい う。）を保有している者をいう。 6～7（略） （営業保証金）</p>	<p>（免許の申請） 第五条（略） 2～4（略） 5 第二項第九号及び第十号の「主要株主」とは、会社の総株主又は 総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百 十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除 き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式 又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（会社の 財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測 される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十 五）以上の数の議決権（保有の態様その他の事情を勘案して内閣府 令で定めるものを除く。以下この条及び第十七条第一項において「 対象議決権」という。）を保有している者をいう。 6～7（略） （営業保証金）</p>
---	---

<p>第十一条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、<u>国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項に規定する振替債を含む。)</u>をもつてこれに充てることができる。</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p> <p>2~8 (略)</p> <p>9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、<u>国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)</u>をもつてこれに充てることができる。</p> <p>10・11 (略)</p>
---	---

高速道路株式会社法（平成十六年法律第 号）（附則第三百三十三条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十一条 会社は、社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二号第五号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十一条 会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二号第五号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>